

高取町日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅障害者(児)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって、在宅障害者(児)の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表1及び別表2の「種目」欄に掲げる用具とする。
- (2) 別表1の対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる条件を有する在宅の障害者(児)とする(T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、人工喉頭、ストマ器具、紙おむつ等、収尿器の給付については、この限りでない。)
- (3) 別表2の対象者は、国が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者であり、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。
- (4) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる条件を有する障害者(児)であって、所得税非課税世帯に属する者とする。
- (5) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より耐用年数を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。この耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数の例によるものとする。ただし当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合及びこれに準ずると町長が認めた場合はこの限りでない。

(給付等の申請)

第3条 用具の給付等を希望する対象者(以下「対象者」という。)は、障害者日常生活用具(給付・貸与)申請書(様式第1号)及び見積書を町長に提出しなければならない。前条第3号に該当する申請者は、診断書(様式第2号)をあわせて提出しなければならない。

なお、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)の給付希望者は、申請書の提出時に必ず改修工事前写真及び工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。

(調査)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具(給付・貸与)調査書(様式第3号)を作成しなければならない。

(決定)

第5条 町長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、日常生活用具(給付・貸与)決定通知書(様式第4号の1)、日常生活用具(給付・貸与)決定報告書(様式第4号の2)、日常生活用具給付券(様式第5号の1)、又は日常生活用具貸与券(様式第5号の2)を、また申請を却下することを決定した場合には、日常生活用具(給付・貸与)却下決定通知書(様式第6号)により、それぞれ対象者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条の規定により用具の給付決定を行った場合には、用具の製作又は販売を業とする業者(以下「業者」という。)に委託して行うものとし、業者は町に対し、日常生活用具給付券(様式第5号の1)を添付して給付費の請求を行うものとする。

2 住宅改修費に当たっては、改修工事後写真を添付するものとする。

3 町は、業者の選定に当たっては、対象者の希望も勘案しつつ低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(用具の貸与)

第7条 貸与する用具の引渡し又は引取りは、当該用具を使用する対象者の居住地において行うものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与を受けた対象者が施設等へ入所することその他の事情により用具を必要としなくなるまでの間とする。

(費用の負担)

第8条 対象者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、障害者の日常生

活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）

第9条 町長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表1及び2の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（貸与の取消し）

第10条 町長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- （1）死亡したとき。
- （2）町内に居住地を有しなくなったとき。
- （3）障害者（児）等でなくなったとき。
- （4）用具の貸与を必要としなくなったとき。

（譲渡等の禁止）

第11条 対象者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第12条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具の特例）

第13条 町長は、在宅障害者（児）の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- （1）暦月を単位として2ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること
- （2）別表1の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること
- （3）給付券は、申請1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること
- （4）第8条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当す

る給付額について行うこと

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害者児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は振動を防止できる機能を有するもの	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者(児)の体位を变换させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200円

1

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円
	T字状、棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (手すり 5,400円)
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排泄後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円

2

火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円
歩行時間延長受信機 用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円
聴覚障害者用屋内信 号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円
ネプライザー(吸入 器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000円
電気式たぐり吸引器			56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)		17,000円
盲人用体温計(音声 式)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円

在宅酸素等支那用具

盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円
携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文意に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障害者であって、必要と認められる者	インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 画面書写編集板製 イ 画面書写プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で敬労若しくは敬字している者又は義務が果たされる者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAI S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000円

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上、ただし、原則として学齢児以上の者	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 ただし、原則として学齢児以上の者	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置 (FAX等)	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円
人工喉頭	喉頭輸出者	缶式 8,100円 電動式 70,100円

情報・意思疎通支援用具

福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者又はファックス被災者、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性がある者(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	7,700円
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	1,030,000円
ストア装置	人工肛門又は人工膀胱造設者	善便袋 月額 8,858円 善尿袋 月額 11,639円

紙おむつ等	紙おむつ、洗脚用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円
排せつ管理支度用具	尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円 原則として1回とし、 20万円を限度とす る
住宅改修費	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止又は移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	
紙おむつ等	ストマの着しい変形等によりストマ器具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排泄若しくは排泄機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排泄機能障害	
尿器	尿器	
居室生活動作補助用具(住宅改修を含む便器・特殊便器等)	下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有するものであって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害級以上の者)	

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表2(第2条関係)

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介助を要する者	対象者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。	9,850円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、対象者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	159,000円
居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	対象者の移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止又は移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000円 (原則として1回)

特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	151,200円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500円